

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和5年5月17日(2023.5.17)

【公開番号】特開2022-189941(P2022-189941A)

【公開日】令和4年12月22日(2022.12.22)

【年通号数】公開公報(特許)2022-236

【出願番号】特願2022-172912(P2022-172912)

【国際特許分類】

A 61 M 25/01 (2006.01)

10

A 61 M 25/09 (2006.01)

A 61 M 25/14 (2006.01)

【F I】

A 61 M 25/01 510

A 61 M 25/09 530

A 61 M 25/14 512

【手続補正書】

【提出日】令和5年5月9日(2023.5.9)

20

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

経皮ポンプ(60)の挿入のためのシースアセンブリ(100)であって、該シースアセンブリ(100)は、

血管開口部(12)を通して血管(10)に挿入するために寸法付けられた管状シースボディ(102)を含み、該管状シースボディ(102)が、

近位端部分(106)と、遠位端部分(108)と、長手方向軸(110)と、外面(112)と、該長手方向軸(110)に対して平行な第一のルーメン(116)を画定する内面(114)とを有する壁(104)であって、該第一のルーメン(116)が、該経皮ポンプ(60)の一部分の通過を可能にするように寸法付けられている、壁(104)；

該壁(104)内で該内面(114)と該外面(112)との間に配置され、かつ該近位端部分(106)から該遠位端部分(108)まで延びる、第二のルーメン(118)であって、ガイドワイヤ(50)の通過のために寸法付けられている、該第二のルーメン(118)；および

該第二のルーメン(118)を塞ぐように位置付けられた、該シースアセンブリ(100)に解放可能に固定された近位端(121)を有するスタイルット(120)を含み、

該シースアセンブリが、該シースボディの近位端部分(106)に結合されたハブ(126)をさらに含み、該ハブ(126)が、

該第一のルーメン(116)と流体連通している第一のポート(128)、および

該第二のルーメン(118)と流体連通している第二のポート(130)であって、該スタイルット(120)の近位端を固定するように構成されている、該第二のポート(130)を含み、

該スタイルット(120)の該近位端(121)が、該第二のポート(130)に固定されたとき、該スタイルット(120)の該近位端(121)は、該第二のポート(130)を横切る液密シールを形成することを特徴とし、

該壁(104)の該外面(112)は、挿入の深さを決定するためのマークを備え、該マークは

40

50

、該外面(112)上にパッド印刷またはレーザーエッチングされている、
該シースアセンブリ(100)。

【請求項2】

スタイルット(120)の長さが第二のルーメン(118)の長さに等しい、請求項1記載のシースアセンブリ(100)。

【請求項3】

第二のルーメン(118)が、近位区域直径(119)を有する近位区域(118a)と、遠位区域直径(219)を有する遠位区域(118b)とを有し、該近位区域直径(119)が該遠位区域直径(219)よりも大きい、請求項1記載のシースアセンブリ(100)。

【請求項4】

遠位区域直径(219)がスタイルット(120)の外径に等しい、請求項3記載のシースアセンブリ(100)。

【請求項5】

第二のルーメン(118)が抗血栓剤でコートされている、請求項1記載のシースアセンブリ(100)。

【請求項6】

壁(112)の外面が、親水性コーティングおよび組織接着を減らすためのコーティングのうち少なくとも1つを含む、請求項1記載のシースアセンブリ(100)。

【請求項7】

シースボディ(102)の遠位端部分(108)がテープ状であり、かつ遠位端面まで延びるテープ面(103)を含み、該遠位端面が、該シースボディ(102)の長手方向軸(110)と直交する、請求項1記載のシースアセンブリ(100)。

【請求項8】

第二のルーメン(118)が、シースボディ(102)の遠位端部分(108)のテープ面(103)を貫いて延びる出口(107)を有する、請求項7記載のシースアセンブリ(100)。

【請求項9】

管状シースボディ(102)に回転可能に結合された安定化構造体(150)をさらに含む、請求項1記載のシースアセンブリ(100)。

【請求項10】

安定化構造体(150)が長手方向軸(110)を中心に回転可能である、請求項9記載のシースアセンブリ(100)。

【請求項11】

安定化構造体(150)が、患者への縫合のために構成された特徴を含む、請求項10記載のシースアセンブリ(100)。

【請求項12】

安定化構造体(150)が一対の縫合ウイング(152、154)を含み、各ウイングが、縫合糸を固定するための複数のリブ(160～162)を有する、請求項11記載のシースアセンブリ(100)。

【請求項13】

シースボディ(102)が、6.67mm以下の経皮アクセス部位を通して導入されるよう寸法付けられている、請求項1記載のシースアセンブリ(100)。

10

20

30

40

50